

令和8年度（2026年度）

東海市小規模保育事業A型に係る事業者の募集要項

令和8年（2026年）6月
東海市市民福祉部幼児保育課

1 趣旨

この要項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業A型の設置・運営主体となる事業者（以下「事業者」という。）の募集に関して必要なことを定める。

2 定義

- (1) この要項において「保育所」とは、法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成28年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。
- (2) この要項において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (3) この要項において「認定こども園」とは、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (4) この要項において「家庭的保育事業」とは、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (5) この要項において「事業所内保育事業」とは、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (6) この要項において「認可外保育所」とは、法第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出をしたもののうち、定員6人以上のものをいう。ただし、事業所内保育事業を除く。

3 募集の概要

(1) 事業内容

法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業A型の設置及び運営（東海市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東海市条例第38号）、東海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年東海市条例第37号）を遵守すること）。

(2) 定員

定員は19人以内とし、その内訳は、0歳児及び1歳児はそれぞれ6人とし、2歳児は6人以上とすること。

※開所後に各年齢の定員を変更する場合は、東海市幼児保育課へ協議を行うこと。

(3) 対象地域

市内全域とする。ただし、東海市加木屋町の土地開発エリア（加木屋中部地区及び社山北地区）から概ね5 km以内（直線距離）に開設する場合にあつては、選定の際に加点する。

(4) 募集施設数

1施設程度とし、応募状況等により決定する。

(5) 開設日

令和9年（2027年）4月1日（木）

4 応募資格

(1) 法人格を有する法人であること。

(2) 運営事業者は、申請時に次に掲げるア～キのいずれかの施設を1年以上運営していること、または定員10人以上のクの施設を3年以上運営していること。

ア 保育所

イ 幼稚園

ウ 認定こども園

エ 小規模保育事業

オ 事業所内保育事業

カ 家庭的保育事業

キ 認可外保育所（企業主導型保育事業）

ク 認可外保育所（企業主導型保育事業を除く）

(3) 物件の確保が見込まれること。

賃貸物件の場合、申請時に賃貸物件事業使用確認書【様式4】を提出すること。

物件は、最低10年以上の使用を必要とする。

(4) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であること。

(5) 事業者の実施事業及び事業者が現に運営している施設について、過去2年に実施された諸官庁による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合で、既に適正な改善がなされている場合は、指摘を受けていないものとみなす。

- (6) 法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）等保育事業に関わる関係法令を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、関係法令等に従った運営を適切に行う能力を有すること。
- (7) 法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 法第34条の15第3項第2号の規定に掲げる者であることの証明として、下記に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 東海市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の制限又は規制に違反している者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
 - キ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
 - ク 東海市暴力団廃止条例（平成23年東海市条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

5 施設整備に関する条件

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、東海市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東海市条例第38号）、東海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年東海市条例第37号）等の関係法令の定めるところに従うこと。

区分	面積要件
0・1歳児保育室	1人につき3.3㎡以上
2歳児保育室	1人につき1.98㎡以上
屋外遊技場（公園等付近代替地を認める）	2歳児1人につき3.3㎡以上 公園等付近代替地の場合、約500メー

	トル圏内
調理設備	衛生的な調理設備を有すること。調理室内に、調理員専用の手洗い場があること。
便所	大人用・子ども用を別に設置し、衛生的な便所とすること。

- (2) 必要に応じて、近隣に対する影響に配慮した設備・仕様とすること。
- (3) 保育室等は、原則1階とする。保育室等を2階以上に設ける場合、事前に本市と協議をすること。
- (4) 建築基準法で定める保育所への用途変更を必要とする場合は、必ず用途変更が可能であること。
- (5) 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。昭和56年5月31日以前に完成した物件については、耐震診断結果の写し又は耐震補強工事実施済みを証明する書類を提出すること。

6 施設の運営に関する条件

(1) 開所日及び開所時間

ア 開所日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

イ 開所時間

必ず午前7時30分から午後7時までの時間は開所していること。

また、午前8時から午後7時までの11時間を標準時間保育とし、そのうち午前8時から午後4時までの8時間を短時間保育として設定すること。

(2) 受入児童

保育の必要性のある0歳児から2歳児までとする。

なお、0歳児については、出産後3か月経過後の翌月1日からの受入とする。

(3) 職員の配置

ア 保育士の資格を有する者（以下「保育士」という。）を配置すること。

イ 保育士数は、0歳児3名につき1名、1歳児・2歳児6名につき1名とし、合計数に1を加えた数以上とすること。

ウ 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する又は家庭的保育

事業等の設備及び運営に関する基準第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合にあつては、調理員を置かないことができる。

(4) 育児休業明け予約入所について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令（以下「関係法令」という。）により育児休業を取得し、育児休業終了後（当該年度途中）での保育所等への入所を希望する保護者の児童について、育児休業終了までに、あらかじめ当該年度の入所申込及び入所枠の予約を可能とすること。

また、運用の詳細については、復職日の1週間前からならし保育の利用を可能とする等、東海市立保育園の運用と同一とすること。

(5) 給食

原則として、当該施設内で調理し、給食の提供を行うこと。なお、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）により、1回の提供食数が20食程度以上の給食施設については、営業の届出を行うこと。

ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第16条第2項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し搬入する方法により食事の提供を行うことができる。

利用乳幼児の年齢及び発達に応じた調理法により健全な発育に必要な栄養量の給与並びにアレルギー等に配慮した給食の提供に努めること。

(6) 連携施設

卒園後の利用先を確保する等のために、開園までに市と協議し、連携施設を確保すること。

(7) 保護者から徴収する利用者負担額は、本市が定めた基準額を事業者が徴収し、運営費に充当すること。

また、追加の独自サービス等を行う場合は事業者が個別で徴収するものとする。

(8) 保育実務責任者は定期的に、本市の主催する園長会議等に参加することで、本市の保育行政における指針を把握し、積極的に協力すること。

(9) 入所児等の保育の必要性の確認等について、本市の様式にて保護者との書類收受、説明等に協力すること。

(10) 各種照会等、本市の保育行政に積極的に協力すること。

7 事業者の遵守事項

(1) 施設整備について

施設の改修にあたり、法、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法等関係法令を遵守すること。

(2) 保育について

ア 保育の内容は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準拠するとともに、小規模保育の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行うこと。

イ 利用児童の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、保育の内容の向上に努めること。なお、卒園後の連携施設への情報共有等において、関係法令の範囲内で協力すること。

ウ 利用児童の使用する設備、遊具等について、安全かつ衛生的な管理に努めること。

エ 必要な医薬品、その他の医療品を備えること。

オ 事業実施施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずること。

カ 調理業務に従事する職員は、月1回以上検便（赤痢・サルモネラ・病原性大腸菌O157）を実施するとともに、必ず就業前に下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行い、感染症等に細心の注意を払うこと。また、10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査を努めること。

キ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第29条第1項に規定する嘱託医の配置等必要な体制を整え、利用児童に対し、入所前の健康診断、年2回の定期健康診断及び歯科検診を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じ行うこと。

(3) 安全対策について

ア 保育中の事故防止のため、利用児童の心身の状態等を踏まえ、事業実施施設の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応するとともに、事故・緊急時対応マニュアルを作成すること。

イ 災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、避難及び消火訓練を毎年1回以上実施すること。

ウ 利用者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を整えること。

エ 保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、嘱託医等への連絡体制を整えること。

オ 事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。

(4) 近隣への事前説明について

事業実施施設の近隣住民や所有者等に、工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について内定後速やかに説明を実施し、近隣住民等の理解（場合によっては了承）を得ること。

(5) 地域との関わりについて

ア 利用者の送迎に対応するための駐車スペースを適切に確保すること。

イ 近隣との良好な関係を築き、保育運営に関して理解を得ること。

(6) 運営について

ア 児童を保育するにあたって知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らしてはならない。その職を辞した後もまた同様とする。

イ この事業に関する収支の状況を明らかにする帳簿その他を整備し、適正な会計管理に努めること。

8 開園準備に係る補助金

本要項で募集する小規模保育事業A型については、開園準備に係る補助金はないため、自主整備型で事業者の自己負担により整備を進めること。

9 応募の手続き

(1) 事前質問

ア 質問受付期間

令和8年（2026年）6月3日（水）から同月11日（木）まで（土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 質問方法

軽微な内容は、幼児保育課まで電話で問い合わせること。それ以外は別紙1「小規模保育事業A型事業者募集に関する質問票」により行う。

(2) エントリーの受付

応募を希望する事業者は、下記期間内に別紙2「令和8年度東海市小規模保育事業A型の募集要項に関するエントリーシート」を提出すること。エントリーシートの提出がない場合は、応募申込の受付は行いません。

ア 受付期間

令和8年（2026年）6月15日（月）から同月30日（火）まで

イ 提出方法

提出日時を事前に電話予約し、別紙2「令和8年度東海市小規模保育事業A型の募集要項に関するエントリーシート」を幼児保育課に持参すること。

(3) 申込書の受付

ア 申込書提出期間及び応募時間

令和8年（2026年）7月13日（月）から同月31日（金）まで（土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所 庁舎6階 幼児保育課

ウ 提出書類

別紙3「必要書類一覧」に掲げる書類を以下の要領で提出すること。

(ア) 事前に提出日時を電話で幼児保育課に連絡し、日程を調整すること。

（郵送、ファックス、メールは不可）

(イ) 正本1部、副本（コピー可）6部を作成し、提出すること。

(ウ) 様式は、片面刷りとすること。

(エ) 提出書類は、書類番号ごとにインデックスをつけ、左側に2箇所穴を開け、フラットファイルに綴じて提出すること。

(オ) 所定の様式以外は、原則としてA4での提出となる（図面はA3）。

（ウ） 提出した書類は返却しないので、写しを取っておくこと。

(4) ヒアリング

エントリー及び応募内容に関し、必要に応じて事業者へのヒアリングを実施する
場合がある。場所・時間等については別途事業者に連絡する。

10 審査・選定

(1) 審査

書類による審査を行い、小規模保育事業A型の要件を満たす事業者かどうか、
審査を行う。

(2) 選定

(1)の審査で要件を満たした事業者のみ、市の職員6人で構成する選考者により、
別紙4「東海市小規模保育事業A型事業者選定における審査項目」に基づき、選
定を行う。

(3) 事業者の通知

事業者へは、文書で選定結果を通知する。

11 その他

(1) 次に掲げる応募は、無効となる。なお、応募資格があることを確認された事業
者であっても、事業者選定までの間に応募資格を有しないこととなった事業者等
は、応募資格を有しない事業者に該当するものとする。

ア 本要項に示した応募資格を有しない事業者が行った応募

イ 提出書類に虚偽の記載がされた応募

ウ 本要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した応募

(2) 書類の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがで
きる。

(3) 本選定が、定員数までの児童の利用を保証するものではない。

12 スケジュール

令和8年6月3日（水）

募集要項公開

6月3日（水）～同月11日（木）

質問受付期間

6月15日（月）～同月30日（火）

エントリー期間

ヒアリング

7月13日（月）～同月31日（金）	申込書提出期間 ヒアリング
8月上旬～同月中旬	事業者選定期間
8月中旬～同月下旬	事業者選定結果通知
8月下旬～	施設整備
10月上旬	令和9年度一斉入所の市民へ の書類配布
令和9年2月頃	認可申請
4月1日	開所